

鳥取市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき行う鳥取市コミュニティ助成事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市民の自主的なコミュニティ活動に要する経費の全部又は一部を補助することにより、コミュニティ活動等を推進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施要綱により自治総合センターが採択した次の各号のいずれかの事業とする。ただし、本補助金以外の助成を受けて実施するものは除く。

- (1) 一般コミュニティ助成事業
- (2) コミュニティセンター助成事業
- (3) 地域防災組織育成助成事業
- (4) 青少年健全育成助成事業
- (5) 地域の芸術環境づくり助成事業
- (6) 地域国際化推進助成事業
- (7) 活力ある地域づくり助成事業

(補助対象団体)

第4条 本補助金の交付の対象者は、実施要綱に定める事業実施主体であって、自治総合センターが採択した事業を行う者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費は、実施要綱に定める経費とする。

(補助金の額)

第6条 本補助金の額は、自治総合センターが決定した当該補助対象事業に係る助成金額の範囲内とする。

(承認を要しない変更)

第7条 鳥取市補助金等交付規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額
- (2) 補助金の2割を超える減額

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年3月2日から施行し、令和元年度事業から適用する。

(別表)

	区分	施設又は設備
一般 コミュニ ティ 助成 事業	生活環境の清潔、静かさ、美観の維持等	芝刈機、公衆便所、除雪機等
	健康の管理・増進	トレーニング用具、健康管理器具等
	交通安全、防犯その他の生活安全の確保の推進	防犯灯、自転車駐輪場等
	お祭り、運動会、ピクニックその他コミュニティ行事	太鼓、御輿、山車、法被、テント、組立式ステージ、各種用具等
	文化・学習活動	視聴覚機器、調理用機器、天体望遠鏡、イス・テーブル等
	体育・レクリエーション活動	各種スポーツコート・グラウンド等整備、照明施設、スポーツ用具、遊具、サイクリング車、簡易倉庫・収納庫コミュニティ公園・広場等整備
	福祉活動	点訳機、朗読用編集機材等
その他	コミュニティ掲示板、屋外放送設備等	
緑化 推進 コミュニ ティ 助成 事業	緑地・コミュニティ施設	広場、公園、児童遊園等植樹、植栽、緑地帯・花壇の造成、フラワーボットの整備、苗木、種子の購入、用具等の整備
自主 防災 組織 育成 助成 事業	情報連絡用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
	消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸等
	水防用	救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣、かけや等
	救出救護用	AED、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テント、チェーンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等
	給食給水用	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
	避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
	防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番通報訓練用装置、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形等
	その他	簡易資機材倉庫、除雪機等
コミュニ ティ セン ター 助成 事業	福祉・健康管理	談話室、児童室、保育室、トレーニングルーム等
	文化・学習活動	図書室、コミュニティ情報室、視聴覚室、講座室、実習室、サークル活動準備室、娯楽教養室、工作室、陶芸室等
	体育・レクリエーション	レクリエーションルーム、ロッカールーム、シャワー室等
	その他	多目的ルーム等

青少年健全育成助成事業	イベント等ソフト事業	野外活動の実施等 親子で参加するオリエンテーリング・体験農業等・ 炭焼きキャンプ・マラソン大会・ふれあい 自然体験・ハイキング・スターウォッチング等各種スポーツ・レク リエーション大会の開催各種スポーツ教室各種スポーツ指導員の派遣及 び巡回講演会・研修会の開催 コミュニティリーダーの養成・研修
-------------	------------	---

※ 上記の施設又は設備であっても、その設置場所等により助成対象外となる場合があること。